

IGESの 「EU森林減少防止に関する規則」に関する経験

- 違法伐採対策（EU木材規則、クリーンウッド法等）
- サステイナブルなコーヒー生産と調達

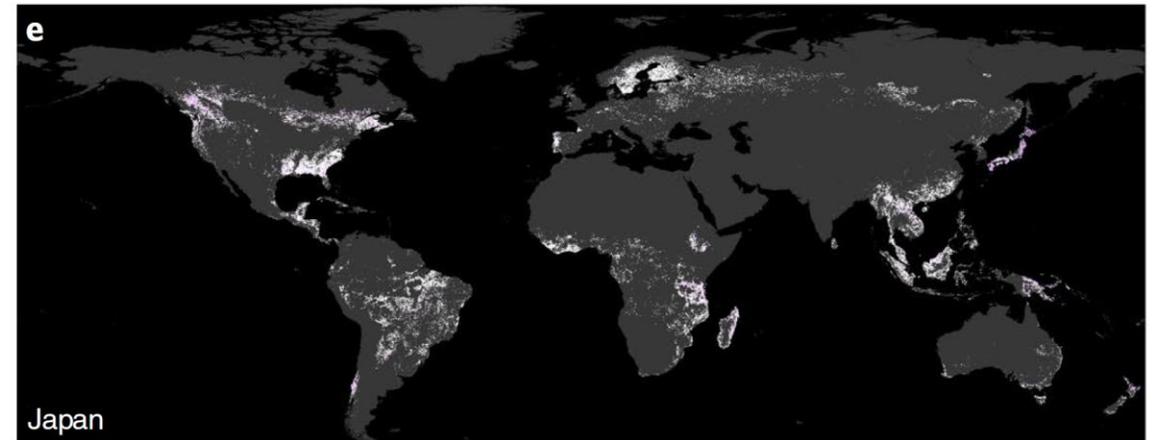
（公財）地球環境戦略研究機関

生物多様性と森林領域

山ノ下麻木乃

国際貿易を通じた森林減少対策

- 世界の年間温室効果ガス排出量の約25%は、農業、林業、その他の土地利用に起因
- 熱帯林減少と農業、消費国の責任
 - 農業が要因となった割合は9割。しかし、そのうち生産的な農地として利用されているのは約半分(Pendrill et al. 2022)
 - 熱帯林を破壊した農地で生産した農作物の3-4割は商品作物として先進国で消費 (Curtis et al. 2018)
 - 食料・木材輸入国の日本の影響も
- 従来の生産国支援 (REDD+) に加え、消費側の (デマンドサイド) 対策が重要視
 - UNFCCC : 森林と土地に関するグラスゴー宣言、FACT (森林・農業・コモディティ貿易) 対話
 - SBTi : FLAG (森林・土地・農業) 目標設定



日本の消費が引き起こした森林減少 (2001-2015年) (Hoang & Kanemoto, 2021)

EU木材規則の経験： EUDRはEU木材規則に基づいている

● EU木材規則（Timber Regulation、2013年施行）

- EU市場に違法伐採木材の出荷を禁止（伐採国における合法性に注目、合法的な森林転換は対象外）
- 違法伐採木材が出荷されるリスクを最低限に抑えるためのデューデリジェンス（DD）実施義務
 - DDの3ステップ：①製品の情報収集、②リスク評価（リスクが無視できるか？）、③リスク低減措置
 - 樹種、伐採国という基本情報でさえ入手が困難、サプライチェーンの追跡が必要だが簡単ではない（中国・ベトナムで加工された製品に含まれる輸入材の伐採国）
 - 「違法伐採木材であるリスクが無視できるほど小さいか？」（主観的で判断が困難な場合あり）
 - リスクを無視できると結論できないので、サプライヤー・製品の変更が行われている。一方で、自ら情報提供準備をする生産国サプライヤーが増加
 - DD実施にはコストがかかる。規制で義務化しないと、DDした人が損をする状況になる可能性がある
- EU木材規則に基づき、EU各国が法制度を整え執行するため、各国で温度差がある（罰則、検査）
 - ドイツ：年間200件以上を政府が検査。高リスク木材（ミャンマーのチーク材）輸入量が減少したが、他国で増加した（EUへのエントリーポイントが移動しただけ？）
 - 現在15人で検査を実施しているが、EUDR案に対応するには600人必要と推定
 - 人権DDを企業に義務付ける「サプライチェーン法」2023年1月から施行

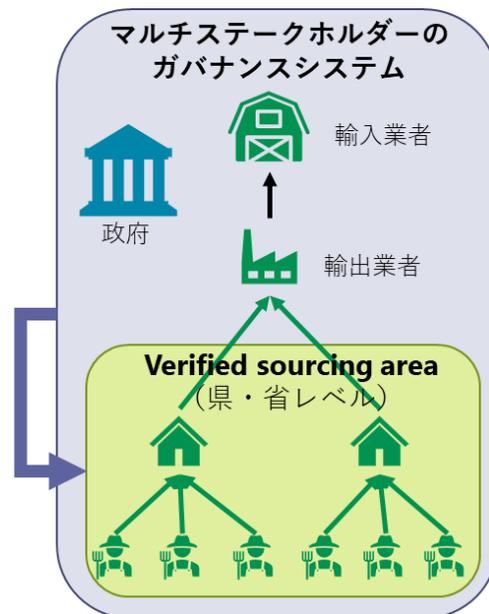
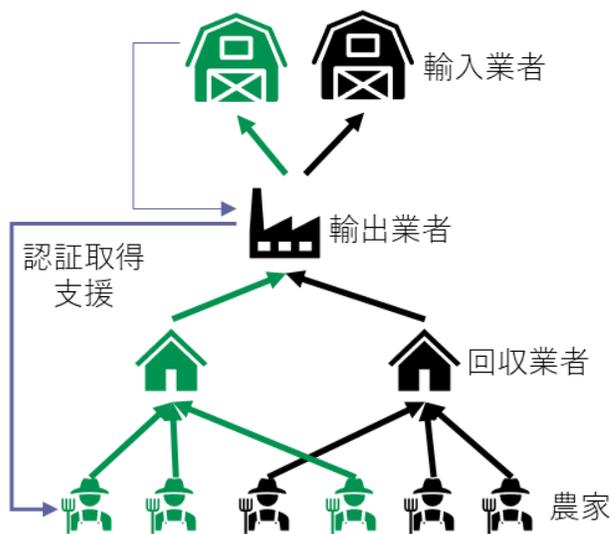
● FLEGT規則（Forest Law Enforcement, Governance and Trade、2005年）

- 生産国の木材合法性証明システム（TLAS）の構築を支援
- EUTRの要件を満たすTLASがあれば、DDが不要になる（FLEGTライセンス）
- 完了できたのはインドネシアのみ

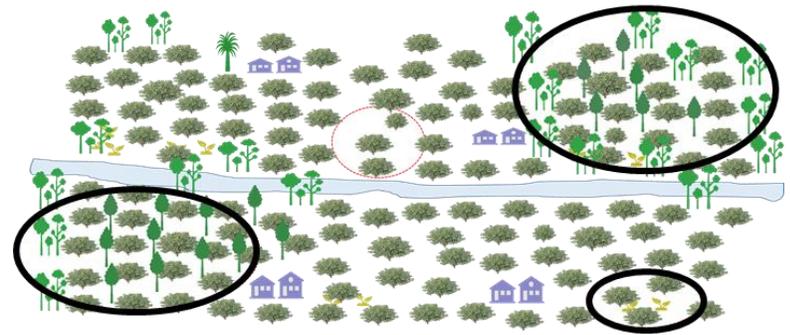
- 米国・豪州・韓国・中国・ベトナム等でも木材のDD導入。
- 日本でも、クリーンウッド法改正により木材の合法性確認の義務化

ベトナムにおける コーヒーの持続可能な生産と調達の実践

- 欧州企業を中心に、持続可能な調達コミットメントにより認証コーヒー生産が普及
- 自主的な認証制度の限界を超えることを目指した、官民連携の新しいマルチステークホルダーガバナンス（管轄アプローチ）の試みが進んでいる
 - サプライチェーンのすべてのステークホルダーの関与、「shared responsibility」
 - 省全体が持続可能な生産地となることをめざす



「点」によるアプローチでは、調達企業のバリューチェーン内の問題は解決するが、生産地全体の改善につながらない



「面」によるアプローチで、生産地全体の改善を目指す「ランドスケープ（管轄）アプローチ」の試みが始まっている